

提出意見の概要

【中国ブロック】

○一般参加区分（氏名）

- ・音湊 美鈴 氏 2
- ・橋川 君啓 氏 3
- ・戸田 慶吾 氏 4

○団体参加区分（団体名）

- ・公益財団法人 大阪観光局 5

（敬称略）

※上記のほか、意見表明の辞退者が1名

8月21日説明・公聴会（広島会場）

当日表明する意見の概要

(ふりがな)
氏名

おとなき ひすぎ
音沼 美鈴

(団体参加の場合は団体名)

【当日表明する意見の概要】

私の夫はギャンブル依存症です。3才の息子と私と3人家族です。
IR法案のギャンブル依存症対策で、入場規制をしっかりとすれば依存症は起きないという事言われていますが、抑止力はあると思いますが、依存症が完全に防げるものではないと思います。ギャンブル依存症というものは、どんなに対策をしてもなるものだと思うので、予防ではなく、依存症になってしまった人とその家族に対しての対策に取り組んで頂きたいと思います。

我が家は、2回目の借金発覚の際、市の消費生活センターに、消費者金融と夫のことで相談に行ったのですが「そういう人は裸返すよ」と言われ、借金できなくなる方法を助言されておしまいでした。その一年半後、3回目の借金が発覚し、夫も「自分は病んだ」と言いたして、市のこころの相談で話をしても「専門ではないので、答えられない」と言われました。電話相談では精神保健福祉センターを紹介され、精神保健福祉センターでは、面談はしてもらえるものの、具体的なアドバイスやサポートは満足いくようなものではなく、時間が限られているので、困った時にいつでも対応してもらえるものではなく、孤独な思いもしました。夫本人はギャンブルに狂っているので言動がおかしいし、暴力的にもなりましたのでとても恐ろしかったです。

そんな中、やっとギャンブル依存症を扱う民間団体や自助グループに繋がり、同じような経験をした人達の話を聞いたり、アドバイスを受け、時間に縛られない関わりのおかげで、やっと希望が持て、依存症の闇から回復することができました。

家族はギャンブル依存症者を何とかしたい気持ちで相談しますが、なかなか希望にたどりつけず、どうにもならず途方にくれています。

行政・医療・地域の連携のとれるような、ギャンブル依存症対策費として財源を設けて、支援をして頂きたいです。

8月21日説明・公聴会（広島会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな） はしかわ きみたか
氏 名 橋川 君啓

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

本日は、意見表明させていただく貴重な機会をいただき、ありがとうございます。

私は、社会福祉士として、学校教育相談（スクールソーシャルワーカー）として
中学校区に勤務しております 橋川君啓と申します。

今回の議題となっております、IR法について、以下の点について意見を述べさせて
いただきたく存じます。まず1点は、IR施設ができることによる、依存傾向の方へ
の支援がどの程度、想定できているかという点です。当方は、精神保健福祉士でもござ
いますが、平成29年6月末現在で、全国に社会福祉士は、約21万人、精神保健福祉士
は、約7万8千人います。それに対して、いわゆるギャンブル依存症とされる人数は、
厚労省が発表した数値で全国に536万人ともされています。単純な人数比較はできま
せんが、現状でこの数字です。法律の付帯決議の十におきまして、ギャンブル等依存症
患者の相談体制や、臨床医療体制の強化、ギャンブル依存症に対する教育上の取り組み
を整備することが挙げられています。依存患者が出てからの対策ではなく、出さないよう
にする、取り組み、対策も必要であると考えます。

また、IRの整備により、教育をうける子どもたちへの配慮も大丈夫でしょうか？
特に設置が予定されている地域の、子どもたちがトラブルや事件に巻き込まれないとい
うことは断言できないでしょう。現状においても、ギャンブル依存の保護者を持つこども
もいる中で、子どもに教育を受ける権利を保障する責務がきちんと担保できるのかとい
う不安もあります。

ただ、私自身も宮崎県への在住経験もあり、「観光」と一体化した地域ブランド力強化
という観点には理解もしております。社会福祉士、精神保健福祉士としての意見もぜひ
ご検討いただき、今後の道筋をつけていただければと思っております。本日は
どうもありがとうございました。

8月21日説明・公聴会（広島会場）
当日表明する意見の概要

(ふりがな) とだけいご
氏 名 戸田 慶吾

(団体参加の場合は団体名)

【当日表明する意見の概要】

第1 意見

「特定複合観光施設区域整備推進」にかかるカジノ賭博解禁に反対する。

第2 理由

1 原則として違法行為であるカジノ賭博をあえて合法化する必要はない。

賭博は、原則として違法行為である。観光や国際会議を誘致するために、カジノ賭博をあえて合法化する必要はない。カジノ賭博のない、クリーンな観光立国として、大人も子どもも皆が楽しめることを、目指すべきである。

2 カジノ賭博は、ギャンブル依存症を増加させる。

既に、多くの依存症患者が存在する。公営ギャンブルなどによる依存症対策も不十分のまま、さらに、カジノ賭博を合法化すれば、依存症が増加することは明白である。依存症対策を行うなどというが、カジノ賭博で依存症を増加させた上で、対策をとるという発想は逆である。そもそも、カジノ賭博をさせないことが一番の依存症対策である。

8月21日説明・公聴会（広島会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな）こうえきざいだんほうじん おおさかかんこうきょく
氏名 公益財団法人 大阪観光局

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

現在、MICE の誘致は各国の重要施策のひとつにとりあげられ特に近隣アジア諸国では熾烈な MICE 誘致競争が繰り広げられている。しかしながら、かつてはアジアにおいて第 1 位の揺るぎない位置を占めていた日本の MICE 競争力も、近隣アジア諸国、特に中国、韓国、台湾等の国家戦略として MICE 振興を推進する国々の激しい追い上げにさらされている。日本の MICE 分野における国際競争力低下要因のひとつとしてグローバルスタンダードの MICE 施設の整備の遅れがあげられる。このような状況を打開するひとつの方策としてグローバルスタンダードの MICE 施設を有する IR の早期整備は必要不可欠であると考えている。

・世界、特に近隣アジア諸国の加速度的な MICE 競争力強化の現状を踏まえ、法整備等を早急に整え、具体的に IR における MICE 機能の在り方に関する検討が始められるようお願いしたい。

・IR における MICE 機能としては現在日本には未だ実現できていないオールインワンの MICE 総合施設（会議場と展示場が一体構造）が必要不可欠であり、規模としては展示面積 10 万㎡、で 1 万人程度の国際会議受け入れ可能な施設が望ましい。

・上記の MICE 施設の規模や機能を踏まえ、それらインフラに必要な投資をまかなえるだけの収入が見込めるカジノ施設規模の設定が必要ではないかと考える。

* IR 先進事例であるマリナベイ・サンズでさえ展示面積は 3 万 5 千㎡

・IR が有する MICE 施設の機能を最大限に高め、国際競争力を持たせるためにはエンターテインメント機能、料飲食、物販、宿泊等の付帯施設の魅力ある構成も必要不可欠である。

以上のように日々 MICE の誘致に関して世界各国各都市と絶えず競争している現場の担当部局の立場から、国際競争力のある MICE 施設を包括した IR 導入の早期整備をお願いしたい。